

柏市国際交流センター指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

柏市（以下「本市」という。）では、国際化を推進する拠点として、市民の国際理解を深め、市民主体の国際交流活動を推進するとともに、柏市国際交流センターの設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び柏市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年柏市条例第103号。以下「指定手続条例」という。）第2条の規定に基づき、柏市国際交流センターの管理運営を行う指定管理者を募集します。

本市は、指定管理者が柏市文化・交流複合施設の集客状況や特性を十分に生かしながら、増加傾向にある在住外国人への支援や利用しやすい環境づくり、多文化交流の理解促進に努め、時代や市民のニーズに応じた事業を企画・実施するとともに、多文化共生社会の構築に向け、多くの市民や団体との協働を推進し、事業に関わる人材育成や協力者のすそ野の拡大を図るなど、指定管理者の創意工夫により市民サービスの向上と行政コストの縮減が図られることを期待します。

2 施設及び業務の概要等

施設の概要及び業務の範囲・内容の詳細については、「柏市国際交流センター指定管理者募集時業務仕様書」を参照してください。

(1) 施設の概要

柏市国際交流センターは、柏駅東口D街区第一地区の商業・住宅複合ビルの3階フロアの柏市文化・交流複合施設内に設置します。

なお、柏市文化・交流複合施設は、柏市民交流センターと柏市国際交流センター、柏市民ギャラリー及び市民活動サポートコーナー、かしわ生涯現役窓口、柏市男女共同参画センターからなる複合施設です。

ア 設置施設

- ・国際交流情報コーナー
- ・国際交流スペース
- ・国際交流センター事務所

イ 所在地

千葉県柏市柏一丁目7番1-301号DayOneタワー3階

ウ 専有面積 ※別添、図面参照

44.7㎡

エ 開館年月日

平成28年5月14日

(2) 業務の範囲・内容

ア 業務の範囲

柏市国際交流センターの指定管理者の行う業務の範囲は網掛け部分（指定管理者B）となります。

施 設		業務区分	
		運営業務※1	維持管理業務※2
柏市文化・交流複合施設	柏市民交流センター	指定管理者 A	
	柏市民ギャラリー		
	市民活動サポートコーナー	市直営	指定管理者 A ※3
	かしわ生涯現役窓口	市直営	
	柏市男女共同参画センター	市直営	
	柏市国際交流センター	指定管理者 B	

※1：予約管理，備品管理，施設の利用促進や施設の設置目的を達成するための各種事業の企画実施にかかる業務

※2：清掃，各種設備等の保守点検，修繕，警備等の維持管理業務

※3：柏市国際交流センターの維持管理業務については，管理の効率性等に鑑みて指定管理者Aが一括して行うこととしますが，該当部分の維持管理業務については，市と指定管理者A，又は指定管理者Aが指定するものとの間で別途業務委託契約を締結するものとします。

イ 業務の内容

指定管理者の行う業務の内容は以下のとおりです。

- ・情報発信，情報提供に関する業務
- ・在住外国人支援に関する業務
- ・国際化，国際交流及び国際理解活動に関する業務
- ・占用の許可等に関する業務
- ・利用者への対応業務
- ・施設管理に関する業務
- ・緊急時等の対応に関する業務
- ・その他市長が定める業務

3 指定期間

- (1) 指定期間は，令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）とします。
- (2) 指定期間は，柏市議会令和7年第4回定例会での議決を経て正式に確定します。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により，本市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるときは，その指定を取り消し，または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命じる場合があります。

4 指定管理料

指定管理料の金額等については，会計年度ごとに指定管理者から提出された収支計画書を踏まえ，

予算編成過程や予算の議決を経て、当初予算額の範囲内で当該年度の年度協定締結時に決定するものとします（収支計画書に記載された金額がそのまま指定管理料の金額とはならない場合があります）。

(1) 指定管理料の総額

指定期間中の指定管理料の総額は、69,000千円以下とします。

※ 指定管理期間が複数年度にわたる場合、指定管理料の総額については、債務負担行為の設定が必要となるため、議会の議決を経て決定することになります。

(2) 指定管理料の支払方法

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとの指定管理料は、指定管理者の請求に基づき、月払いの年12回とします。

なお、指定管理料のうち修繕費については原則精算項目とし、会計年度ごとの予算額と実績額との差額が当該会計年度の予算額の10%を超えた場合は、市への返納または市が指定管理料とは別に負担します。

また、指定管理料は月次事業報告書の提出及び業務の履行を確認した後に支払うものとします。

(3) 利益の還元

自主事業については、柏市民交流センターのミーティングルーム、多目的スペース等の貸室（有料）を本市と柏市民交流センターの指定管理者と協議のもと優先して使用できるものとし、収支差益の2分の1は市に果実還元していただきます。

5 応募資格

柏市国際交流センターについて、応募申請を行えるものは、法人その他の団体（以下「応募団体」という。）または複数の団体で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。

応募団体、共同企業体を構成するすべての団体（以下「構成団体」という。）及び共同企業体（以下、これらを総称して「応募団体等」という。）と、応募団体等の代表者及び役員等は、申請時において次に掲げるすべての要件を満たしているものとします。

なお、次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、指定を取り消すことがあります。

- (1) 柏市国際交流センターの管理業務が応募団体等の業務に該当していること（定款の写し、団体の規約または登記事項証明書などにより確認できること）。
- (2) 応募団体または構成団体が法人格を有しない場合は、団体の規約及び事業計画を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、本市の一般競争入札または指名競争入札への参加を制限されていないこと。
- (4) 納税義務がある場合は必要な申告などを行っていること、及びその場合において地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。（応募団体及び構成団体が法人格を有しない場合は、その代表者が地方税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。）
- (5) 市長、副市長、教育委員会委員若しくは議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準じる者、支配人または清算人となっている法人（本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）ではないこと。
- (6) 本市から入札等に係る指名停止または指名回避等の措置を受けていないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するとし、公正取引委員会または関係機関に認定された場合、当該認定された日から2年を経過してい

ること。

- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれに準じる団体をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (11) 代表者、役員、若しくはその使用人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員と、これに準じる者をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (12) 暴力団または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でないこと。
- (13) 応募団体等または応募団体等の代表者若しくは役員等が、暴力団若しくは暴力団員に協力していないこと、または暴力団若しくは暴力団員を利用していないこと。
- (14) 上述(10)から(13)に関する応募資格を確認するために行う警察への情報提供について同意していること。
- (15) 共同企業体として応募する場合は、代表団体、代表者並びに構成団体の名称とは別の共同企業体としての名称が定められていること。また、代表団体は施設運営に係る各業務を総合的に管理できる団体が担うこと。
- (16) 応募団体が共同企業体の構成団体ではないこと、構成団体が2以上の共同企業体の構成団体ではないこと（本市が認めた場合を除く）。
- (17) 応募時点において、平成27年度以降、団体として本市又は他市等の官公庁において国際交流、及び国際理解に関する活動の実績があること。

6 要求水準

- (1) 柏市国際交流センターの設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設として市民の平等な利用に努め公平・公正な運営を行うこと。
- (3) 複合施設であるパレット柏の特徴を活かし、施設相互に連携した施設運営に努めること。
- (4) 利用者からの情報収集及び情報の提供にも努め、市民サービスの向上を図ること。
- (5) 在住外国人が利用しやすい環境づくり、必要な支援を受けられる体制を整えること。
- (6) 本市と緊密な連携を図りながら管理運営を行うこと。
- (7) 事業計画書の内容に即した柏市国際交流センターの管理を、安心、安全、安定して実施する能力を有していること。
- (8) 施設のPRに努め、設置目的を逸脱しない創意工夫のある事業を企画し、その実施に努めること。
- (9) 個人情報の保護が徹底していること。
- (10) 入居施設同士や関連団体等と良好な関係を維持し、連携を図ること。
- (11) 市内業者の活用及び地元雇用に努めること。
- (12) 職員等に対する最低賃金が保証されていること。
- (13) 効率的な施設運営及び管理を行い、経費の縮減に努めること。
- (14) 安定的した運営が可能な人員配置等とともに、人材育成に努めること。
- (15) 施設・設備を適切に管理し、安全の確保及び良好な機能を保持すること。
- (16) 労働基準法をはじめとする法令を遵守していること。
- (17) 男女共同参画社会の推進への配慮がなされていること。
- (18) 環境への配慮がなされていること。

- (19) 管理運営にあたっては関係法令の遵守を徹底すること。
- (20) 業務履行を含む各種保険に加入している（する）こと。
- (21) 本市の施策等について、市と同様に実施する意識があること。
- (22) 災害時等における対応について、市と協力体制を取ること。
- (23) 経営状態が健全であること。

7 応募スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 令和7年 7月1日～16日 | 募集要項の窓口配布，個別説明会の受付 |
| (2) 令和7年 7月23日 | 個別説明会及び現地見学会 |
| (3) 令和7年 7月28日～8月4日 | 質問の受付期間 |
| (4) 令和7年 8月11日 | 質問の回答（ホームページ上） |
| (5) 令和7年 8月14日～8月28日 | 募集申請受付期間 |
| (6) 令和7年 9月下旬～10月下旬 | 候補者の選定（書類審査・面接審査） |
| (7) 令和7年 11月上旬 | 選定結果の通知 |
| (8) 令和7年 12月下旬 | 市議会の議決（指定管理者の指定） |
| (9) 令和8年 1月下旬 | 基本協定の締結 |
| (10) 令和8年 2月上旬～3月下旬 | 管理準備期間（引き継ぎ） |
| (11) 令和8年 4月1日～ | 指定管理開始（予定） |

8 募集要項等の配付

- (1) 窓口配付期間
令和7年7月1日（火）から7月16日（水）までの土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 配付場所
共生・交流推進センター（千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市役所本庁舎3階）
※募集要項等は，本市のホームページからもダウンロードできます。（窓口配布期間終了後も継続して公開します。）

9 個別説明会

- (1) 開催日時，場所
令和7年7月23日（水）
日時の詳細，場所については，個別に後日連絡します。
- (2) 参加できるもの
応募資格を有し，かつ応募申請を予定するもの（1団体あたり3名以内）に限ります。
- (3) 参加申し込み方法
参加を希望する団体は，令和7年7月16日（水）午後5時まで（時間厳守・必着）に，個別説明会参加申込書（様式第13号）に必要事項を記入の上，FAX又は電子メールにて共生・交流推進センターに送付または持参してください。
なお，持参以外の方法で申し込みをする場合は，電話により必ず共生・交流推進センターに申し込んだ事実を連絡してください。
また，連絡先については「19 書類の提出及び問い合わせ先」をご覧ください。

10 質問事項の取り扱い

(1) 受付期間

令和7年7月28日（月）午前9時から令和7年8月4日（月）午後5時まで
（時間厳守・必着）

なお、受付期間外の質問は一切受け付けません。

(2) 質問できるもの

応募資格を有し、かつ応募申請を予定するものに限ります。

(3) 質問方法

令和7年8月4日（月）午後5時まで（時間厳守・必着）に、質問内容を質問書（様式第11号）に記入の上、FAX又は電子メールにて共生・交流推進センターに送付してください。

なお、送付後は、電話により必ず共生・交流推進センターに質問を送付した事実を連絡してください。

また、送付先については「19 書類の提出及び問い合わせ先」をご覧ください。

(4) 回答

令和7年8月11日（月）までに、本市のホームページに掲載します。

11 応募の受付

(1) 受付期間

令和7年8月14日（木）から令和7年8月28日（木）まで
ただし、受付期間中の土曜日、日曜日、祝日を除きます。

なお、受付期間中の提出時間は午前9時から午後5時まで（時間厳守）とします。

(2) 受付窓口

共生・交流推進センター（千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市役所本庁舎3階）

(3) 受付方法

指定手続条例第3条の規定に基づき、「12 応募書類」に掲げる書類を添えて、直接持参により共生・交流推進センターに提出してください。

FAX、郵送、電子メールによる受付は行いません。

提出時に書類確認等を行いますので、あらかじめ提出日時をお知らせいただくとともに、当日は提出内容について応答できる方が提出してください。

12 応募書類

応募書類は、正本1部、副本（写し可）15部及び電子データ（CD-ROM等）1部を提出してください。尚、様式の項目を満たしていれば、独自様式での提出も可とします。

(1) 指定申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 「(2) 事業計画書（様式第2号）」に基づく具体的な提案書（様式自由）

各種パンフレットなど、別途提案内容を説明する資料があれば任意に提出してください。

(4) 収支計画書（様式第3号）

5年間の収支計画を事業年度ごとに作成してください。

なお、様式第3号については、指定管理事業にかかる収支計画と自主事業にかかる収支計画を分けて作成してください。

(5) 定款の写し及び登記事項証明書

応募申請日前3ヶ月以内のものとします。

なお、法人以外の団体などにあつては規約及び役員名簿等を提出してください。

(6) 団体の経営状況を説明する書類

正本1部及び副本3部のみ提出してください。

申請の日の属する事業年度の前事業年度分と、遡ること過去2年度間分の計3年度分について、次に掲げる資料（若しくはそれに相当する資料）を提出してください。

なお、応募団体等若しくはそれらの支配会社等が連結決算を行っている場合は、連結財務諸表等についても提出してください。

ア 貸借対照表

イ 損益計算書、売上原価の内訳明細（製造原価報告書を含む。）

ウ 株主資本変動計算書

エ 法人税申告書一式（別表一（一）、別表四（一）、別表五（一）（二））

別表関係の資料は必ず提出してください。

勘定科目内訳書については、申請の日の属する事業年度の前事業年度分のみ提出してください（3年度分の提出は必要ありません）。

オ キャッシュフロー計算書（作成している場合）

カ 営業報告書（作成している場合）

キ その他団体の財務状況を明らかにする書類

(7) 納税証明書等

本店または支店等の所在地及び本市において、地方税、法人税、消費税及び地方消費税の未納がないことを示す証明書（法人以外の団体は、その代表者が地方税、所得税、消費税及び地方消費税の未納がないことを示す証明書）。

ただし、納税に係る申告が必要ない場合や、本店または支店等の所在地及び本市において地方税、法人税、消費税及び地方消費税の課税がない場合については、証明書等の添付は不要とします。証明書等に代えて、「(11) 指定管理者の指定にかかる誓約書」により、それらの事実について誓約してください。

(8) 事業計画概要書（様式第7号）

「(2) 事業計画書（様式第2号）」の概要を記載して、正本1部のみ提出してください。

この資料は、情報公開請求等に際し団体の意向に関わらずそのまま公開することがありますので、それを前提として作成してください。

(9) 収支計画概要書（様式第8号）

「(4) 収支計画書（様式第3号）」の概要を記載して、正本1部のみ提出してください。

この資料は、情報公開請求等に際し団体の意向に関わらずそのまま公開することがありますので、それを前提として作成してください。

(10) 共同企業体協定書兼委任状（様式第9号）

共同企業体で申請する場合は提出してください。

(11) 指定管理者の指定にかかる誓約書（様式第10号）

(12) 役員等名簿及び警察への照会承諾書（様式第14号）

暴力団の参入を排除するため、役員等の氏名及び生年月日などの個人情報に記載した名簿と、それら個人情報の警察への提供に係る承諾書を提出してください。

(13) 職員等基本配置表（様式第16号）

事業実施にあたっての職員等の基本配置表を提出してください。

(14) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類の写し

- (15) 団体の活動実績（類似施設の管理運営実績を含む。）を記載した書類
- (16) 類似施設の平成27年度以降の運営実績（業務内容）を証する書類（契約書、仕様書等）の写し
- (17) その他、市長が必要と認めた書類
市長が必要と認めた場合は、適宜書類の提出を求めることがあります。
なお、上記「(8) 事業計画概要書（様式第7号）」及び「(9) 収支計画概要書（様式第8号）」については、副本に添付する必要はありません。

1 3 注意事項

- (1) 情報の公開
団体が作成した書類等の著作権は団体に帰属しますが、指定管理者候補者（市議会の議決を経ておらず、後述する選定の手続きを経て指定管理者の候補者に選定された団体等をいう。この募集要項において「候補者」という。）の選定や市議会への提供等、市長が必要と認める場合は、それらの内容を無償で利用し、または公開することがあります。
また、応募団体の名称や所在地、選定時における得点等についても公開する場合があります。
- (2) 応募書類の複写
指定申請書等の必要書類は、指定管理者候補者選定委員会における検討資料などとして、必要に応じ複写する場合がありますのでご了承ください。
- (3) 提出書類の再提出等
提出期限後の提出書類の再提出、差し替え及び追加提出は原則として認めません。
ただし、市長が必要と判断した場合はこの限りではありません。
- (4) 提出書類の返却
提出された書類及び電子データ（CD-ROM等）は、理由の如何に関わらず返却しません。
- (5) 言語、通貨及び単位等
申請に当たり用いる言語、通貨及び単位等は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。
- (6) 提出書類の様式等
日本工業規格A列4判の大きさの用紙に横書きするものとします。
ただし、証明書など、市長が認めた場合はこの限りではありません。
- (7) ファイルへの編纂
提出書類は、ファイルに綴り提出するものとします。
なお、当該ファイルの編綴に当たっては、指定申請書を筆頭に「1 2 応募書類」の項目順に編纂した上で、項目ごとにインデックスを添付し、見やすいようにしてください。
- (8) 経営状況の確認
市長等が必要と認める場合は、経営状況に関する追加資料の提供若しくは質問への回答を求めることがあります。
また、面接審査に際して、経理担当者の出席を求めることがあります。
- (9) 提出に要する費用
申請に際し生じる一切の経費は、すべて応募団体等の負担とします。
候補者が指定期間以前に準備等で要した費用がある場合も、その費用はすべて候補者の負担とします。
- (10) 本市が提供する資料の取り扱い

この募集に当たって本市が応募団体等に提供する資料は、指定申請にかかる検討以外の目的で利用することを禁じます。

また、目的が申請にかかる検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に利用させたり、内容を提示したりすることを禁じます。

(11) 応募後の辞退

応募申請の受付後に指定申請を辞退する場合には、書面（辞退届、様式第12号）により速やかに届け出るものとします。

(12) その他

市長等が必要と認める場合は追加資料の提出や聞き取り調査への協力を求める場合があります。

14 選定基準

指定手続等に関する条例第4条の規定に基づく審査基準は、次のとおりです。

選定基準		審査項目	審査内容（判断基準）	審査項目ごとの配点数
基本項目	[1] 市民の平等な利用の確保（条例第4条第1号）	1-1 平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	①公の施設としての市民の平等な利用を前提とした運営方針となっているか。 ②すべての利用者に対して公正中立な対応が可能な運営計画となっているか。	5点
	[2] 施設の効用（条例第4条第2号）	2-1 施設の設置目的、市が示した管理方針等との整合性及び施設の効用を最大限に発揮できる可能性	①柏市の国際化の進展に寄与する施設の設置目的を理解し、運営方針に反映しているか。 ②施設の設置目的に照らして成果を得られる機能的な提案となっているか。 ③柏市及び施設の特性を理解し、入居施設相互の連携交流を促し、それを反映した運営計画となっているか。 ④指標は施設の設置目的等と整合が図られているか。また、各種取組の実施状況や成果を測る指標として適切か。	5点
管理運営能	[3] サービスの向上（条例第4条第3号）	3-1 サービス向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	①周知・広報の充実に取り組んでいるか。 ②提供するサービス内容を向上するための取り組み内容は適切か。 ③利用者のニーズを的確に把握し、管理運営に反映させる方策は適切か。	10点

力		3-2 在住外国人の支援及び国際理解の向上	①在住外国人に対する支援内容及びそれを行うための体制が適切か。 ②日本語教室実施についての提案が具体的かつ効果的な内容となっているか。 ③市民の国際理解を深め、市民主体の国際交流活動を推進するための事業及びサービスの展開に取り組んでいるか。 ④地域、関係機関、ボランティア等との連携が図れる提案となっているか。	20点
		3-3 効果的な自主事業の実施	①積極的で多様な自主事業の展開に取り組んでいるか。 ②施設の設備や機能、特色を活用した実現性のある事業計画となっているか。 ③利用者の利便性及び満足度の向上につながる提案となっているか。 ④日本人や外国人を対象にした語学講座や国際理解講座などの実績はあるか。また、利用者の評価は高いか。	10点
		4-1 施設管理, 安全管理, 安定的な運営が可能な人的能力及び運営体制	①施設の維持管理や安全管理の提案が各種保険を含め要求水準を満たしているか。 ②防災, 防犯, 緊急時の対策が適切に図られているか。 ③自主モニタリング及びそれに基づく改善を行う計画はあるか。 ④職員の体制整備, 採用(最低賃金の保障含む), 指導育成, 研修等の方策は適切か。 ⑤組織体制, 連絡網, 団体によるサポート体制が整備されているか。	10点
		4-2 安定的な運営が可能となる財政基盤	①団体の財務状況は健全(安全)か。 ②団体自体に、運営を継続できる財務能力(収益)が期待できるか。	5点
管理費用	[5] 効率的な管理(条例第4条第2号)	5-1 収支計画の内容, 的確性及び実現可能性	①収入, 支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ②収支計画の実現可能性はあるか。 ③仕様に基づき, 管理運営上必要な経費が適切に見積もられているか。	10点
		5-2 管理に係る経費の縮減効果	①柏市が支払うべき管理費用が必要最小限に抑えられているか。 ②自主事業において, 収支差益を生み出す工夫がみられるか。	10点

その他	[6] その他（条例第4条第5号）	6-1 柏市の方針及び施策等への理解と協力	①個人情報保護及び公開の取り組みは適切か。 ②内部にコンプライアンス（法令遵守）の制度等を装備しているか。 ③その他本市の施策等について、本市と同様に実施する意識があるか。 ④災害時等における避難所等の開設について、協力体制が整備されているか。 ⑤男女共同参画の推進が図られているか。	10点
		6-2 市内業者の活用及び地元雇用の確保	①共同企業体の構成団体や個別業務の再委託先に市内企業を積極的に採用しているか。 ②市民の雇用確保が図られているか。	5点

15 選定方法等

上述の選定基準に基づき、指定管理者候補者選定委員会において柏市国際交流センターの指定管理者として適当と認められる団体を優先交渉権者として選定します。

選定方法はプロポーザル方式を予定しています。

※ プロポーザル方式とは、あらかじめ事業内容等について提案をいただき、その内容を募集要項等であらかじめ示した評価基準等に基づいて審査を行い、最も優れている提案を行ったものを選定する方式をいいます。

(1) 資格審査

市議会の議決を経て指定される以前に応募団体等が次に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合は、当該応募団体等は応募資格を失うものとします（応募団体等が選定されていた場合は選定を取り消すことがあります）。

ア 応募資格のすべてを満たさない場合

イ 応募書類の提出方法、提出先または提出期限などが守られなかった場合

ウ 応募書類に記載すべき事項の全部または必須の記載項目などが記載されていない場合

エ 応募書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

オ 応募書類に虚偽または不正な内容が記載されている場合

カ 業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合

キ 応募団体等及びその関係者が選定における公正な手続きを妨げ、または公正な価格の成立を害し、若しくは不当の利益を得ようとした場合

ク その他、市長等が選定を行うに当たって不適当と認めた場合

(2) 書類審査

令和7年9月下旬から10月上旬

指定管理者候補者選定委員会において、応募内容に関する書類審査を行います。

応募団体が多数の場合などにおいては、書類審査終了後に行う1次評価により、面接審査の対象となる応募団体等（以下「面接団体」という。）を限定します。

ただし、応募団体等の数が少ない場合などにおいては1次評価を実施しないことがあります。

(3) 面接審査

令和7年10月中旬から10月下旬

指定管理者候補者選定委員会において、面接団体に対して応募内容に関する面接審査を行います。

面接団体は、その代表者または代理の方3名までが出席できます。事業計画書等の説明（プレゼンテーション）及び選定委員からの質疑に対する回答などをお願いいたします。

また、説明にあたりプロジェクター等を使用する場合は事前にご連絡ください（プロジェクター及びスクリーンについては本市で用意いたします。その他必要な機材は面接団体においてご用意ください）。

審査に要する一切の経費は、すべて面接団体の負担とします。

面接審査終了後に行う総合評価により、指定管理者の候補者（第1優先交渉権者）を選定します。

なお、評価の結果、候補者を選定しない場合や、第2優先交渉権を与える面接団体等（以下「第2優先交渉権者」という。）を選定する場合があります。

ただし、第2優先交渉権者の権利は、指定管理者の指定に係る議案の上程時点（柏市議会令和7年第4回定例会開会日）で消滅するものとします。

(4) 選定結果の通知

令和7年11月上旬（予定）

選定結果は、審査を受けたすべての団体に書面にて通知します。

(5) 選定結果の公表

選定結果は、市ホームページ等で公表します。

(6) 選定後の協議

候補者の選定後、市長等は、業務を実施するうえで必要となる詳細事項について候補者と協議を行うものとします。

なお、候補者との協議が整わない場合は、第2優先交渉権者と協議を行うことがあります。

16 指定管理者の決定

候補者は、柏市議会令和7年第4回定例会の議決を経て、指定管理者として決定（指定）されます。

ただし、指定前に、候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が発生したときは、候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、候補者は、当該議決（指定管理者の指定）を得られないことにより生じる一切の損害賠償請求等を行わないものとします。

17 協定の締結

市議会の議決を経て候補者が指定管理者に指定された後、前述「15(6) 選定後の協議」の協議の結果を踏まえ、市長等は、指定管理者と管理の細目事項等について基本協定を締結するものとします。

また、指定期間に含まれる各年度の指定管理料等の支払い等については、年度協定を締結するものとします（ただし、初年度の指定管理料等の支払い等については基本協定に含むものとします）。

なお、本市が必要と認める場合は、市議会の議決以前に本市と候補者は仮基本協定を締結することができるものとします。

18 指定の取り消し等

施設の適正管理を期するため、指定管理者が本市が行う指示等に従わないとき、その他本市が指定

管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、本市は指定管理者の指定を取り消しまたは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

また、指定を取り消しまたは期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命じた場合において、指定管理者はそれにより生じた一切の損害について賠償請求等を行うことができないものとする。

19 書類の提出及び問い合わせ先

柏市企画部共生・交流推進センター

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10 番1号 柏市役所本庁舎3階

電話 04-7167-0941 (直通)

FAX 04-7167-1210

電子メール info-kysc@city.kashiwa.chiba.jp